目指せ！

地域包括ケア社会

実証運行スタート

地域コミュニティ交通

買物などの日常生活に必要な移動手段の確保を目的とした地域コミュニティ交通について、昨年度に引き続き、鳶尾地区において実証運行を行います。

外出の機会を増やし、健康寿命の延伸と介護予防にも役立つ、地域包括ケア社会の実現を目指した移動システムです。

皆様の御利用をお待ちしております。

地域コミュニティ交通とは？

✧ 日常の買物や通院などに使える「チョイ乗り」の短距離移動手段のイメージで、自家用車での移動が困難な方など、地域の皆様の誰もが利用できる移動システムです。

利用するにはどうしたらいいですか？

✧ 裏面ルート図の★印ポイントもしくは赤線ルート上の道路左側で手を挙げて合図してください。**★印ポイントにはこのバス停があります→**

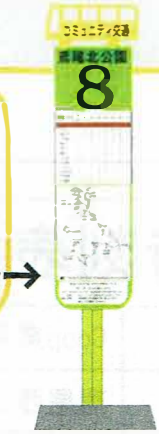

期間と運行日はいつですか？

✧ 期間は、11月18日（月）～ 翌年3月13日（金）

✧ 運行日は、月、水、金曜日（祝日も運行）。

※年末年始（12/29～1/5）は運休。

月 水 金

車両はどんなタイプですか？

✧ 車両は、8人乗りのジャンボタクシーです。

※満員の場合は、乗車できません。

この車両が運行します

料金はいくらですか？

✧ 料金は、1回100円です。

乗車時に運賃箱に入れてください。

小銭をご用意ください。（小学生は50円、未就学児は無料）

ワンコインでご利用できます

鳶尾地区

鳶尾ルート

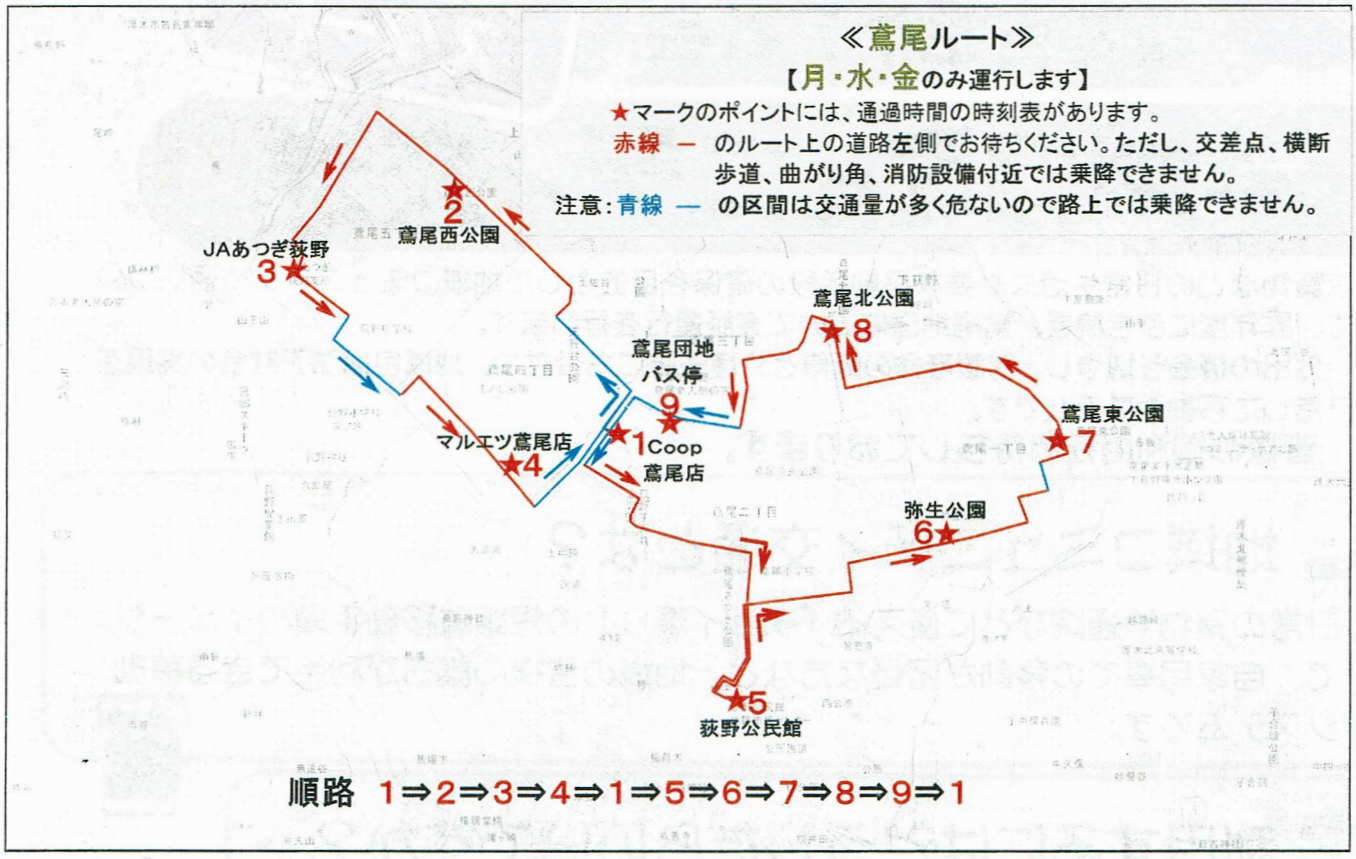

時刻表		区間時間	1便	2便	3便	4便	5便	6便
1	Coop鳶尾店	―	9:30	10:20	11:10	13:00	13:50	14:40
2	鳶尾西公園	4分	9:34	10:24	11:14	13:04	13:54	14:44
3	ＪＡあつぎ荻野	3分	9:37	10:27	11:17	13:07	13:57	14:47
4	マルエツ鳶尾店	4分	9:41	10:31	11:21	13:11	14:01	14:51
1	Coop鳶尾店	2分	9:43	10:33	11:23	13:13	14:03	14:53
5	荻野公民館	5分	9:48	10:38	11:28	13:18	14:08	14:58
6	弥生公園	3分	9:51	10:41	11:31	13:21	14:11	15:01
7	鳶尾東公園	3分	9:54	10:44	11:34	13:24	14:14	15:04
8	鳶尾北公園	3分	9:57	10:47	11:37	13:27	14:17	15:07
9	鳶尾団地バス停	2分	9:59	10:49	11:39	13:29	14:19	15:09
1	Coop鳶尾店	1分	10:00	10:50	11:40	13:30	14:20	15:10

ご乗降の際は、特に他の車両に注意してください！

お問い合わせ：厚木市　まちづくり計画部　都市計画課

電話：046(225)2357　FAX：046(222)8792　E-Mail：4600@city.atsugi.kanagawa.jp

まつかげ台・みはる野ルート

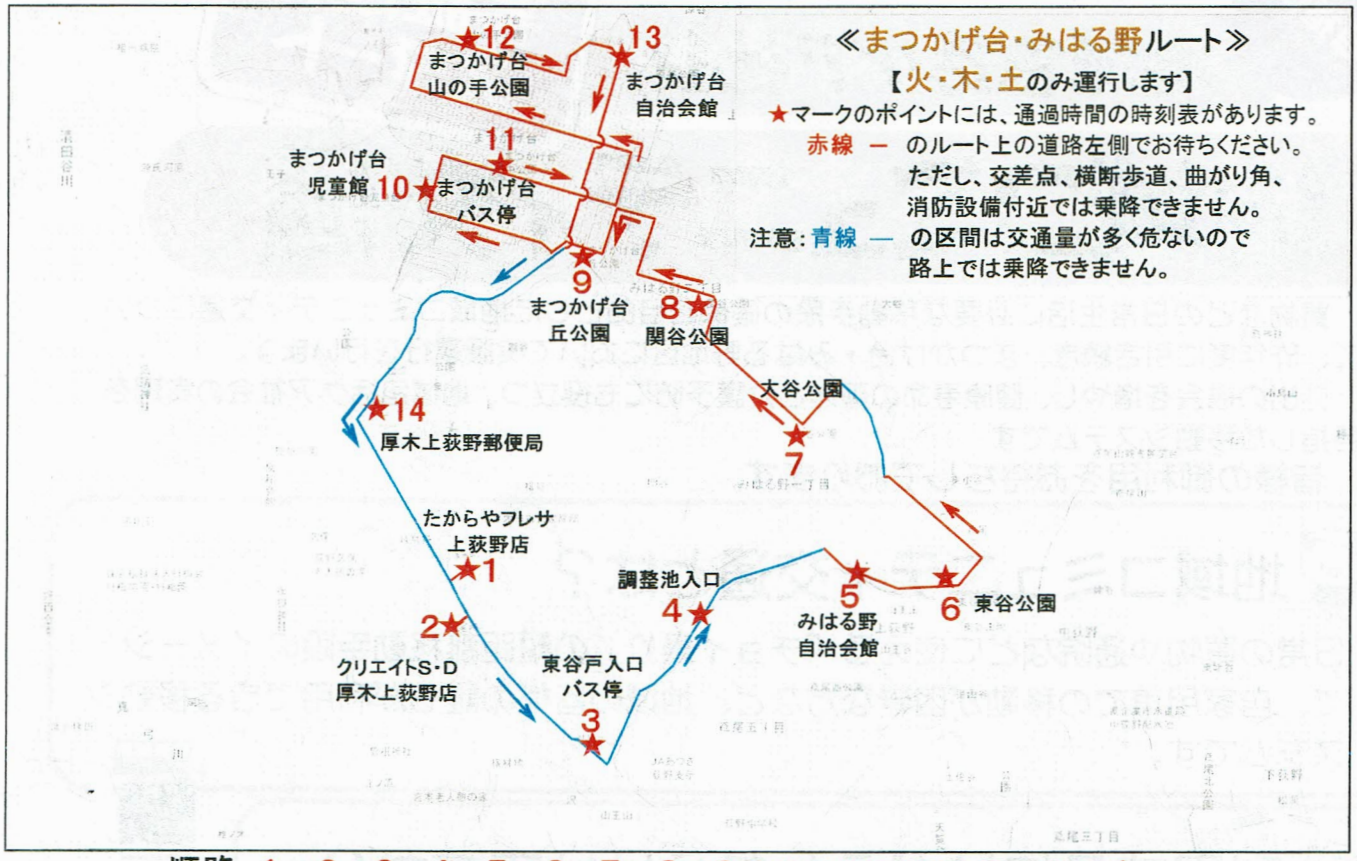

順路　1⇒2⇒3⇒4⇒5⇒6⇒7⇒8⇒9⇒10⇒11⇒12⇒13⇒14⇒1

時刻表		区間時間	1便	2便	3便	4便	5便	6便
1	たからやフレサ	―	9:30	10:20	11:10	12:00	14:00	14:50
2	クリエイトS・D	2分	9:32	10:22	11:12	12:02	14:02	14:52
3	東谷戸入口バス停	2分	9:34	10:24	11:14	12:04	14:04	14:54
4	調整池入口	1分	9:35	10:25	11:15	12:05	14:05	14:55
5	みはる野自治会館	1分	9:36	10:26	11:16	12:06	14:06	14:56
6	東谷公園	2分	9:38	10:28	11:18	12:08	14:08	14:58
7	大谷公園	3分	9:41	10:31	11:21	12:11	14:11	15:01
8	関谷公園	3分	9:44	10:34	11:24	12:14	14:14	15:04
9	まつかげ台丘公園	3分	9:47	10:37	11:27	12:17	14:17	15:07
10	まつかげ台児童館	2分	9:49	10:39	11:29	12:19	14:19	15:09
11	まつかげ台バス停	2分	9:51	10:41	11:31	12:21	14:21	15:11
12	まつかげ台山の手公園	3分	9:54	10:44	11:34	12:24	14:24	15:14
13	まつかげ台自治会館	2分	9:56	10:46	11:36	12:26	14:26	15:16
14	厚木上荻野郵便局	3分	9:59	10:49	11:39	12:29	14:29	15:19
1	たからやフレサ	1分	10:00	10:50	11:40	12:30	14:30	15:20

ご乗降の際は、特に他の車両に注意してください！

お問い合わせ：厚木市　まちづくり計画部　都市計画課

電話：046(225)2357　FAX：046(222)8792　E-Mail：4600@city.atsugi.kanagawa.jp

令和元年度地域コミュニティ交通実証運行乗車実績

（令和元年11月18日～令和2年3月14日）

	鳶尾	まつかげ台・みはる野	鳶尾	まつかげ台・みはる野	鳶尾	まつかげ台・みはる野	合計
週／曜日	月	火	水	木	金	土	
1週（11月）	18日	19日	20日	21日	22日	23日	
	8人	24人	4人	15人	4人	9人	64人
2週（11月）	25日	26日	27日	28日	29日	30日	
	12人	11人	4人	18人	8人	4人	57人
3週（12月）	2日	3日	4日	5日	6日	7日	
	6人	16人	9人	16人	8人	10人	65人
4週（12月）	9日	10日	11日	12日	13日	14日	
	5人	15人	10人	12人	6人	5人	53人
5週（12月）	16日	17日	18日	19日	20日	21日	
	6人	6人	3人	12人	5人	13人	45人
6週（12月）	23日	24日	25日	26日	27日	28日	
	9人	10人	10人	15人	8人	14人	66人
7週（1月）	6日	7日	8日	9日	10日	11日	
	9人	11人	7人	16人	7人	17人	67人
8週（1月）	13日	14日	15日	16日	17日	18日	
	3人	8人	5人	16人	6人	2人	40人
9週（1月）	20日	21日	22日	23日	24日	25日	
	7人	21人	2人	13人	15人	9人	67人
10週（1～2	27日	28日	29日	30日	31日	1日	
	6人	7人	10人	13人	6人	18人	60人
11週（2月）	3日	4日	5日	6日	7日	8日	
	13人	11人	4人	8人	6人	11人	53人
12週（2月）	10日	11日	12日	13日	14日	15日	
	12人	5人	5人	19人	7人	16人	64人
13週（2月）	17日	18日	19日	20日	21日	22日	
	10人	11人	9人	16人	4人	19人	69人
14週（2月）	24日	25日	26日	27日	28日	29日	
	4人	12人	8人	10人	6人	18人	58人
15週（3月）	2日	3日	4日	5日	6日	7日	
	5人	21人	10人	20人	7人	15人	78人
16週（3月）	9日	10日	11日	12日	13日	14日	
	5人	6人	7人	17人	5人	14人	54人
合計	120人	195人	107人	236人	108人	194人	960人

地区別データ	合計利用者数	1日当たり平均	1便当たり平均	1日当たり最大	1日当たり最小
鳶尾	335人	7.0人	1.2人	15人	2人
まつかげ台・みはる野	625人	13.0人	2.2人	24人	2人
合計	960人	9.9人	1.6人		

監　督　員　指　定　通　知　書

令和 元 年 11 月 15 日

（合同）ロコムテック

代表社員
岩崎　正昭　　様

090-7630-9582
1000015213

厚木市長　小　林　　常　良

下記のとおり監督員を指定したので通知します。

記

契　約　番　号	4312001917
業　務　委　託　名	厚木市地域コミュニティ交通実証運行管理業務委託（まつかげ台・みはる野地区）
履　行　場　所	厚木市まつかげ台、みはる野地内ほか
監　督　員	交通政策係 係員　　北村　亮
監　督　補　助　員	
摘　　要	

収入印紙	

委託請負契約書

契約番号	4312001917
業務委託名	厚木市地域コミュニティ交通実証運行管理業務委託（まつかげ台・みはる野地区）
履行場所	厚木市まつかげ台、みはる野地内ほか
履行期間	令和元年11月15日　から　　令和　2年　3月23日　まで
業務委託料	億　万　円 ￥2887200 うち取引に係る消費税額（地方消費税を含む。） 円
契約保証金	□ 現金 □ 有価証券 □ 銀行等、保証事業会社の保証 免除（第31条7号） □ 免除（履行保証保険） □ 免除（公共工事履行保証証券） ■ 免除（約款第3条全文削除）
前払金	なし
部分払い	なし
その他の事項	

上記の業務委託について、厚木市（以下「発注者」という。）と請負者（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者双方の記名押印の上、各自1通を保有する。

令和　1年11月15日

発注者　所在地　厚木市中町3丁目17番17号

氏名　厚木市長　小林　常良

受注者　所在地　神奈川県厚木市みはる野2-3-8

氏名・名称及び代表者　合同会社ロコムテック　代表社員　岩崎正昭

厚木市地域コミュニティ交通実証運行管理業務委託（まつかげ台・みはる野地区）契約約款

（総則）

第１条　発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了するものとし、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。

３　受注者は、厚木市情報セキュリティポリシーの趣旨を踏まえ、市が提供する業務遂行に必要な情報資産の管理に万全を期すとともに、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

４　この約款に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除は、書面により行わなければならない。

５　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

６　この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

７　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第 51 号）に定めるものとする。

８　この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。

９　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

10　この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、発注者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

11　受注者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護に関する特記事項に掲げる事項を遵守しなければならない。

（業務委託料内訳書及び工程表）

第２条　受注者は、この契約締結後７日以内に設計図書に基づいて、業務委託料内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要としない場合は、その提出を省略することができる。

２　内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（契約の保証）

第３条　受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第５号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

（１）契約保証金の納付

（２）契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供

（３）この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

（４）この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

（５）この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

２　前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第４項において「保証の額」という。）は、業務委託料の 10 分の１以上としなければならない。

３　第１項の規定により、受注者が同項第２号又は第３号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第４号又は第５号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

４　業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の 10 分の１に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

第４条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括再委託等の禁止）

第５条　受注者は、業務を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（監督員）

第６条　発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

２　監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

（１）この契約の履行を完了させるための受注者又は受注者の管理技術者に対する業務に関する指示

（２）この約款及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

（３）この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議

（４）業務の進ちょくの確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

３　前項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

４　この約款に定める書面の提出は、発注者の指定するものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

（管理技術者）

第７条　受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。ただし、発注者が、口頭による通知を認めたときは、口頭により通知することができる。

２　管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

３　受注者は、第２項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

（設計図書等の変更）

第８条　発注者は、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下本条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受

注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務の中止）

第９条　発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

２　発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（受注者の請求による履行期間の延長）

第10条　受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（履行期間及び業務委託料の変更方法等）

第11条　履行期間及び業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。

２　この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（臨機の措置）

第12条　受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

２　前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

３　監督員は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

４　受注者が第１項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

（損害の賠償等）

第13条　業務を行うにつき次の各号に掲げる事項が発生したときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（火災保険その他の保険によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（１）発注者の財産を破損又は滅失したとき。

（２）発注者の職員又は第三者に損害を及ぼしたとき。

２　前項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（検査）

第14条　受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

２　発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

（業務委託料の支払い）

第15条　受注者は、前条第２項の検査に合格したときは、業務委託料の支払いを請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

３　発注者がその責に帰すべき事由により前条第２項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

４　発注者が業務委託料の支払方法について別紙を定めた場合、受注者は、第１項の規定に関わらず、別紙の定めに基づき業務委託料の支払いを請求することができる。

５　第２項の規定は、前項の場合について準用する。

（消費税等額の変動に伴う支払額の変更）

第15条の２　この契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の改正等によって消費税及び地方消費税の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を変更することなく、予算の範囲内において契約金額に相当額を加減して支払うものとする。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第16条　受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

２　前項の損害金の額は、業務委託料につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「財務大臣が決定する率」という。）で計算した額とする。

３　発注者の責めに帰すべき事由により、第15条第２項（同条第５項において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（発注者の解除権）

第17条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（１）その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。

（２）前号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

（３）第19条第１項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第17条の２　次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、請負代金額の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（１）前条の規定によりこの契約が解除された場合

（２）受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

２　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

（１）受注者について破産手続開始の決定があった場合におい

て、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
（2）受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
（3）受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
3　第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。
（談合その他不正行為による解除）
第17条の3　発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
（1）公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該排除措置命令又は当該納付命令が確定したとき。
（2）受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
2　前条第1項及び第3項の規定は、前項による解除の場合に準用する。
（暴力団等排除に係る解除）
第17条の4　発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
（1）受注者が個人である場合には、その者が、厚木市暴力団排除条例（平成23年厚木市条例第12号。以下、本条及び第22条において、「条例」という。）第2条第4号に定める暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められたとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）が、条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。
（2）受注者が神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反したと認められたとき。
（3）受注者及び役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合には業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。
（4）再委託契約又はその他の契約に当たり、その相手方が第1号から第3号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
（5）受注者が、第1号から第3号までのいずれかに該当する者を再委託契約又はその他の契約の相手方としていた場合（第4号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
2　第17条の2第1項及び第3項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。
（その他の理由による解除）
第18条　発注者は、業務が完了するまでの間は、第17条、第17条の3第1項及び前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
2　発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
（受注者の解除権）
第19条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
（1）第8条の規定により設計図書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。
（2）第9条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5を超えたとき。
（3）発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
2　受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。
（賠償の予約）
第20条　受注者は、第17条の3第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、業務委託料の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。ただし、第17条の3第1項第1号における命令又の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合、その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。
2　前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。
（賠償金等の徴収）
第21条　受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日までの日数に応じ、財務大臣が決定する率で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
2　前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から不足額に遅延日数に応じ、財務大臣が決定する率で計算した利息を付した額の延滞金を徴収する。
（暴力団等からの不当介入の排除）
第22条　受注者は、契約の履行に当たって、条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。
2　受注者は、不当介入を受けたことにより、履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められた場合は、第10条の規定により、発注者に履行期間延長の請求を行うものとする。
3　受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
4　受注者は、不当介入による被害により履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められた場合は、第10条の規定により、発注者に履行期間延長の請求を行うものとする。
（補則）
第23条　この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。
（個人情報保護に関する特記事項）

第24条　受注者は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、厚木市個人情報保護条例及び関係法令の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

第25条　受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2　受注者は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

支払明細書

（厚木市清掃・警備・保守・その他業務委託契約約款
第15条第4項に基づき定める別紙）

支払回	請求日	支払上限額	備考
第1回	令和元年12月2日以降	62,340円	前月の乗降記録表が提出され、適正な業務の履行が確認できたときに請求を認める。（運行管理諸経費分の請求を含む）
第2回	令和2年1月6日以降	64,680円	前月の乗降記録表が提出され、適正な業務の履行が確認できたときに請求を認める。
第3回	令和2年2月3日以降	64,680円	
第4回	令和2年3月2日以降	64,680円	
第5回	完了検査終了後	32,340円	完了検査終了後に請求を認める。
合計		288,720円	

令和元年度

厚木市地域コミュニティ交通実証運行管理業務委託（まつかげ台・みはる野地区）

内訳書

年度	令和元年度			
委託名	厚木市地域コミュニティ交通実証運行管理業務委託（まつかげ台・みはる野地区）			
履行場所	厚木市まつかげ台、みはる野地内ほか			
予算科目				
業務委託料	円			
委託概要	運行業務 運行範囲　厚木市まつかげ台、みはる野地区内ほか 1　地域コミュニティ交通実証運行管理業務　1式 2　運行管理諸経費			
備考				

業務委託内訳書

工種	種別（細別）	単位	数量	単価	金額	摘要
1	地域コミュニティ交通実証運行管理業務	式	1			1号内訳書
2	運行管理諸経費	式	1			2号内訳書
業務価格						
業務委託料						

1　地域コミュニティ交通実証運行管理業務

	種　　別（細　　別）	単位	数量	単価	金額	摘　　要
	運行助手	日	48			
	保険料	日	48			
	小　計					

2　運行管理諸経費

	小　計					

2　運行管理諸経費

	種　　別（細　　別）	単位	数量	単価	金額	摘　　要
	運行管理諸経費	式	1			
	小　計					

厚木市地域コミュニティ交通実証運行管理業務委託
（まつかげ台・みはる野地区）　仕様書

1　業務名

厚木市地域コミュニティ交通実証運行管理業務委託（まつかげ台・みはる野地区）

2　目的

厚木市では、日常生活で移動に不便を感じている方が利用できる地域コミュニティ交通システムの構築を目指している。

また、本市が目指す地域包括ケア社会の実現のためには、生活支援、介護予防の観点から、居住地周辺の診療所、スーパーなどの商店、公民館などへの短距離の移動手段が必要となり、さらに、コンパクト・プラス・ネットワークを基本とした集約型都市構造の実現のためにも、利便性の高いコンパクトな移動システムが必要となる。

このため、本市の目指す将来の都市構造に適合した、厚木市らしい地域の移動システムについて検証するため、昨年度実証実験を実施したが、その結果を受け、令和２年度以降の本格運行導入に向け、継続性や必要性などを判断するため、実証運行を行う。

3　履行期間

契約締結の日から令和２年３月 23 日まで（運行は 48 日実施予定）

4　業務内容

受注者は、発注者が別に手配する地域コミュニティ交通実証運行の車両に運行助手を配置し、次のとおり運行内容に関し管理業務を行う。

（１）地域コミュニティ交通実証運行の運行内容

ア　運行経路

ルート図及びアクセスポイントは別紙のとおり。

イ　運行日時

火、木、土曜日の運行とする。

ウ　運行便数、ダイヤ

運行便数及びダイヤは別紙のとおりとする。

まつかげ台・みはる野ルート	
出発時間	出発場所
９：３０	たからやフレサ上荻野店
１０：２０	
１１：１０	
１２：００	
１４：００	
１４：５０	

（２）運行助手の業務

車両１台について、運行助手を１人配置し、次の業務を行う。

ア　乗車希望者の確認

アクセスポイント及び路上で乗車の意思表示をしている人を確認し、運転者へ伝える。

イ　降車場所の確認と運転者への伝達

乗客の降車場所を確認し、運転者へ伝える。

ウ　乗降時の安全確保

車両内部や乗降地点の周囲の状況を確認し、乗降時の安全を確かめる。

エ　乗降の補助

必要に応じ、ステップの用意や乗客の手荷物運搬等の補助をする。

オ　乗車確認カードの配布、確認

初回利用者に乗車確認カードを発行し、乗車確認カードを所持している利用者については、カード番号を確認する。

カ　アンケート調査

発注者が用意するアンケート用紙を初回利用者に配布し、回収する。

キ　乗降記録表の作成

乗客の乗車場所、降車場所、人数等を記録する。

ク　緊急時の連絡

不測の事態が生じた際に、発注者が指定する緊急連絡先へ通報する。

（３）記録管理等の業務

ア　乗降記録等をまとめ、発注者の求めに応じ発注者へ提出する。

また、業務完了時に全体の記録を発注者に提出する。

イ　回収したアンケート用紙を発注者に提出する。

ウ　運行に必要なアンケート用消耗品等の手配を行う。

５　業務上の注意

（１）受注者は、業務を遂行するに当たって、厚木市が実施する実証運行であることを認識し、身だしなみ、言葉づかい等に十分配慮すること。

（２）業務中の不測の事態等に対応するため、常時連絡が取れるよう体制を整えること。

（３）受注者の事情によって業務従事者の欠落が生じることのないよう、代替要員確保等必要な措置を講じるとともに、業務の円滑な遂行のため必要な体制を整えること。

（４）受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、契約の解除及び契約期間終了後においても同様とする。

（５）業務において作成された乗降記録等やアンケート結果については、発注者に帰属するものとする。

まつかげ台・みはる野ルート

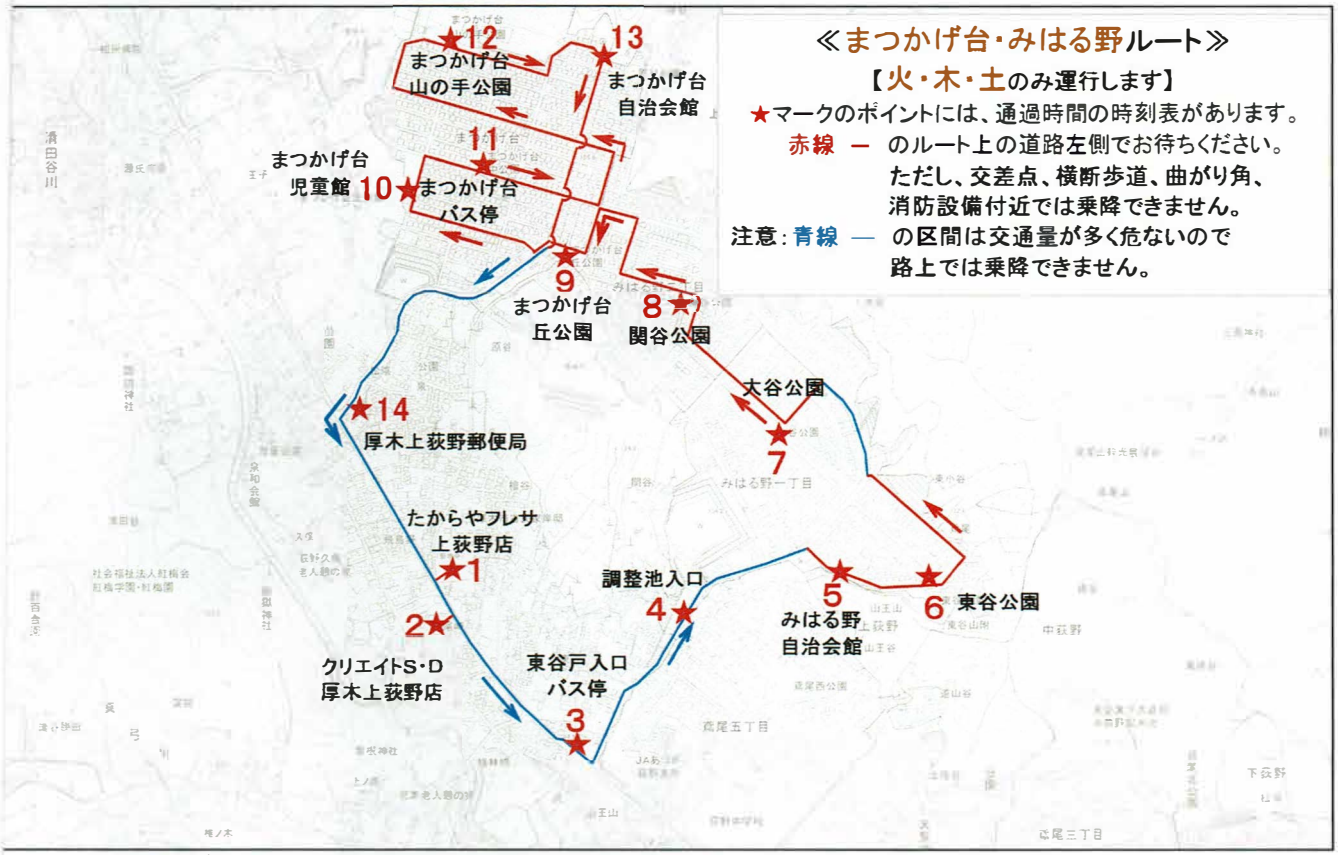

順路　1⇒2⇒3⇒4⇒5⇒6⇒7⇒8⇒9⇒10⇒11⇒12⇒13⇒14⇒1

時刻表		区間時間	1便	2便	3便	4便	5便	6便
1	たからやフレサ	―	9:30	10:20	11:10	12:00	14:00	14:50
2	クリエイトS・D	2分	9:32	10:22	11:12	12:02	14:02	14:52
3	東谷戸入口バス停	2分	9:34	10:24	11:14	12:04	14:04	14:54
4	調整池入口	1分	9:35	10:25	11:15	12:05	14:05	14:55
5	みはる野自治会館	1分	9:36	10:26	11:16	12:06	14:06	14:56
6	東谷公園	2分	9:38	10:28	11:18	12:08	14:08	14:58
7	大谷公園	3分	9:41	10:31	11:21	12:11	14:11	15:01
8	関谷公園	3分	9:44	10:34	11:24	12:14	14:14	15:04
9	まつかげ台丘公園	3分	9:47	10:37	11:27	12:17	14:17	15:07
10	まつかげ台児童館	2分	9:49	10:39	11:29	12:19	14:19	15:09
11	まつかげ台バス停	2分	9:51	10:41	11:31	12:21	14:21	15:11
12	まつかげ台山の手公園	3分	9:54	10:44	11:34	12:24	14:24	15:14
13	まつかげ台自治会館	2分	9:56	10:46	11:36	12:26	14:26	15:16
14	厚木上荻野郵便局	3分	9:59	10:49	11:39	12:29	14:29	15:19
1	たからやフレサ	1分	10:00	10:50	11:40	12:30	14:30	15:20

ご乗降の際は、特に他の車両に注意してください！

お問い合わせ：厚木市　まちづくり計画部　都市計画課

電話：046(225)2357　FAX：046(222)8792　E-Mail：4600@city.atsugi.kanagawa.jp

令和　　年　　月　　日

請求書

厚木市長　様
下記金額請求します。

厚木市みはる野２－３－８
合同会社　ロコムテック
代表社員　岩崎　正昭

金額　　円

ただし　**厚木市地域コミュニティ交通実証運行管理業務委託**
（まつかげ台・みはる野地区）（　回分）

として

（振込先）
金融機関名　　ゆうちょ銀行　〇九八支店
預金種別　　普通預金
口座番号　　1942812
口座名義人　　ゴウドウガイシヤ　ロコムテツク

令和　　年　　月　　日

厚木市長　様

厚木市みはる野 2-3-8
合同会社　ロコムテック
代表社員　岩崎　正昭

厚木市地域コミュニティ交通実証運行管理業務委託（まつかげ台・みはる野地区）の乗降記録表（　　月分）を別添のとおり提出いたします。